

自主防災組織育成事業の今後の流れについて

① 補助金交付決定通知書の日付以降に、事業を開始することができます。

例) 資機材の購入開始、避難訓練の実施、避難路の整備など

② 申請した事業が全て完了したら、防災安全課まで連絡願います。

※以下、注意することまとめ! (チェックリストとして活用してください!☑)

請求書・納品書・領収書についての日付を確認すること!

(補助金交付決定通知日以前に購入・納品していないか?)

見積どおりの金額・商品を購入しているか? (値引き・増額がないか)

(補助金に変更され、改めて書類の提出も必要です! また、増額の場合、補助対象にならないこともあります。)

請求書・納品書・領収書の宛名は、自主防災会や~~自治会~~の名前で統一されているか?

購入した資機材の写真・避難訓練の写真や参加人数把握をしているか?

(避難路整備の場合は、着工前・着工中・着工後の写真を含む報告が必要です。)

交付決定通知書前見積と、請求額に差がないか?

→見積と金額が変更のあった場合は、すぐに防災安全課まで連絡すること!

※不明なところがあれば、実行する前に、必ず防災安全課まで確認してください。

担当 防災安全課 酒井
栗野
TEL 83-1111

090-1910-8592